

個人情報適正管理規程

エバライフ事業協同組合

第1条（範囲）

個人情報を取扱う事業所内の職員の範囲は業務課の常勤職員とする。個人情報取り扱い責任者は、監理責任者太田郁男とする。

第2条（教育・指導）

監理責任者は、個人情報を取扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、監理責任者は、個人情報取扱いに関する知識の習得・維持に努めるものとする。

第3条（情報開示）

取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行なうものとする。さらにこれに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行なうものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、監理責任者は技能実習生等への周知に努めることとする。

第4条（苦情処理）

技能実習生等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、監理責任者太田郁男とする。

附則

第1条（施行期日）

この規程は2019年4月1日から施行する。